

令和2年（特わ）第858号 外国為替及び外国貿易法違反被告事件

令和2年（特わ）第1327号 外国為替及び外国貿易法違反、関税法違反被告事件

保釈請求書

令和3年2月1日

東京地方裁判所刑事第14部 御中

被 告 人 相 嶋 静 夫

弁 護 人 高 田 剛

弁 護 人 鄭 一 志

弁 護 人 河 村 尚

弁 護 人 瀬 川 慶

弁 護 人 小 林 貴 樹



上記被告人は、頭書2件の被告事件（以下、令和2年（特わ）第858号を「先行事件」、令和2年（特わ）第1327号を「後行事件」、両事件を合わせて「本件各被告事件」という。）につき勾留されているものであるが、下記のとおり本件各被告事件について保釈を請求する。

目次

第1	はじめに.....	4
1	事案の概要.....	4
2	被告人らの主張の概要.....	4
3	被告人の勾留の状況.....	5
4	公判前整理手続の進行状況.....	6
5	本件の争点.....	6
6	令和2年12月準抗告決定が本件保釈請求を却下する理由にはならないこと..	7
	（1）総論.....	7
	（2）検察官立証及び弁護人立証の予定が罪証隠滅のおそれを判断するに十分な 程度に明確となっていること.....	8
	（3）公判前整理手続の打合せ期日が正式な公判前整理手続期日と同じものとし て扱われていること.....	9
	（4）準抗告申立書における検察官の主張の誤り.....	10
	（5）小括.....	11
7	保釈が認められるべきこと.....	11
8	小括.....	12
第2	必要的保釈.....	13
1	被告人に罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由（刑事訴訟法第89条第4 号）がないこと.....	13
	（1）罪証隠滅の相当理由については現実的かつ具体的な検討が必要であること	13
	（2）本件で罪証隠滅の対象となり得る事実及び証拠.....	14
	（3） 氏に関する罪証隠滅のおそれがないこと.....	15
	（4）相被告人に関する罪証隠滅に具体的かつ現実的な実効性がないこと....	19
	（5）保釈条件.....	21
	（6）小括.....	23

2	結論.....	24
第3	仮に必要的保釈に該当せずとも、職権による保釈が相当である.....	24
第4	結語.....	25
別紙1	被告人らの主張の概要.....	26
別紙2	公判前整理手続きの進捗状況.....	27
別紙3	本件の争点の内容.....	28

第1 はじめに

1 事案の概要

本件各被告事件は、被告人が顧問を務めていた大川原化工機株式会社（以下「被告会社」という。なお、被告人は令和2年3月31日をもって顧問を退任しており、現在被告会社と何らの関係もない。）において、被告人及び相被告人（大川原正明（以下、「相被告人大川原」という。）及び島田順司（以下、「相被告人島田」という。））の3名が、共謀の上、外国為替及び外国貿易法（以下、「外為法」という。）上その輸出に経済産業大臣の許可が必要とされている、下記イないしハの要件（以下「本件要件」という。）に該当する性能を有する噴霧乾燥器（外為法第48条第1項、輸出貿易管理令別表第一の三の二、輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令第2条の2第2項第5の2）を、経済産業大臣の許可なくして輸出したこと（後行事件においては本件要件の全てには該当しない旨税関に申告した上、経済産業大臣の許可なくして輸出したこと）を公訴事実とするものである。

記

- イ 水分蒸発量が一時間あたり0.4キログラム以上400キログラム以下のもの
- ロ 平均粒子径10マイクロメートル以下の製品を製造することが可能なもの又は噴霧乾燥器の最小の部分品の変更で平均粒子径10マイクロメートル以下の製品を製造することが可能なもの
- ハ 定置した状態で内部の滅菌又は殺菌をすることができるもの（下線は弁護人による。）

以上

2 被告人らの主張の概要

被告人らはいずれも本件各被告事件において無罪を主張している。

被告人らの主張の概要は、別紙1記載のとおりであるが、被告人らは、被告会

社が本件各被告事件において問題とされている各噴霧乾燥器（以下「本件噴霧乾燥器」という。）を経済産業大臣の許可を得ることなく輸出した事実自体は争っておらず、主として、本件要件ハの「滅菌又は殺菌をすることができる」の法的解釈、及び本件噴霧乾燥器の客観的性能について争っている。

3 被告人の勾留の状況

本件では、72歳と高齢の被告人に対して、令和2年（以下、特に記載のない限り令和2年を示すものとする。）3月11日から極めて長期間の勾留となっている。

その間、被告人は、同年4月6日付け保釈請求、同年6月19日付け保釈請求、同年8月26日付け保釈請求、同年9月29日付け保釈請求、同年10月19日付け保釈請求、12月1日付け保釈請求を行ったがいずれも却下された。

そして、7回目となる12月25日付け保釈請求に対して保釈決定がなされたが（別紙23）、検察官から準抗告の申立てがなされ（別紙24）（以下、「本件準抗告申立」という。）、12月28日に同保釈決定を取り消し保釈請求を却下する旨の決定がなされた（別紙25）（以下、「令和2年12月準抗告決定」という。）（なお、令和2年12月準抗告決定が本件保釈請求を却下する理由とならないことは後述7で述べるが、令和2年12月準抗告決定が本件の公判前整理手続の進捗状況を誤解している点について公判前整理手続の担当裁判官から直接言及があった。））。

そのため、本件で8回目の保釈請求となる。

また、被告人は、勾留期間中である同年9月25日、貧血の症状を発症して東京拘置所にて輸血処置を受けるとともに、内視鏡検査及び病理検査を行い、胃癌であると診断された。その後、勾留執行停止決定を得て、[REDACTED]病院及び[REDACTED]病院を受診したところ、「進行胃癌」、肝臓への転移がある「多発肝転移」と診断された（別紙30、別紙31）。

現在、被告人は勾留執行停止延長決定（別紙32）を得て[REDACTED]病院に

て抗癌剤治療を行っていたが、全身状態が悪化したため（摂食困難、脱水、歩行困難、肝機能と腎機能の低下による衰弱）、化学療法は中止となり、今後は緩和ケアが予定されている（現在、 病院に入院中）。

4 公判前整理手続の進行状況

本件各被告事件は公判前整理手続に付されている。

その進捗状況は別紙2記載のとおりであるが、本日までに4回の打合せ期日が開催されており、検察官の主張する本件要件の解釈、客観的構成要件該当事実、故意の内容とそれを推認させる重要な間接事実の内容、並びにこれらを立証するという証拠の構造と、弁護人の反論の内容が明らかとなり、本件の争点が整理された。

また、第4回打合せ期日で確認されたとおり、弁護人側は既に主張を尽くしており（検察官の今後の反論に対する再反論を除く。）、検察官においても弁護人の予定主張記載書面（3）に対する反論のほかは新たな主張を予定しておらず、双方の主張はほぼ出揃った（別紙7・2頁）。

5 本件の争点

本件の争点は、次のとおりである（別紙5）。

【争点①】

- ・ 本件要件ハの法的解釈（別紙5・2頁ないし4頁）
- ・ 本件噴霧乾燥器の客観的性能（別紙5・3頁）

【争点②】

- ・ 被告人らの認識（別紙8・4頁ないし6頁）

以上の争点の具体的内容は別紙3記載のとおりであるが、本件では公判前整理手続の進捗に伴い、本件要件ハの法的解釈と、その解釈との関係で本件噴霧乾燥器が本件要件を満たす客観的性能を有するか否かという客観面が中心的な争点で

あることが明らかとなった。

そして、このような状況を鑑み、担当裁判官からは、第 2 回打合せ期日において次のような発言があった（別紙 5・7 頁）。

- ・「当職としても、本件は、長期間勾留したまま審理するのが相当な事案とはいえず、可能であれば保釈する方向で検討すべき事案であると考えている。」
- ・「想像するに、客観的性能等に関する部分について実効的な罪証隠滅行為をすることは困難なのだろう」
- ・「争点②に関する検察官の主張には、法改正に伴う経産省担当者や会社関係者とのやり取りが間接事実として指摘されている。そうすると、その供述が有罪・無罪を左右する重要な証拠なのか、さほど影響を及ぼさない周辺的な証拠にとどまるのか、という切り分けが必要になるのだろう。」

（下線は弁護人による。）

6 令和 2 年 1 2 月準抗告決定が本件保釈請求を却下する理由にはならないこと

（1）総論

前述のとおり、被告人らの保釈については、令和 2 年 1 2 月準抗告決定（別紙 2 5）により、1 2 月 2 8 日付け保釈決定が取り消されている。

しかし、令和 2 年 1 2 月準抗告決定は、公判前整理手続の進捗状況を著しく誤解しており、その前提とした事実に誤認がある。また、令和 2 年 1 2 月準抗告決定後、第 4 回公判前整理手続が開催され（別紙 7）、弁護人から書証の提出がある（別紙 1 8）等、公判前整理手続が進展した結果、令和 2 年 1 2 月準抗告決定の前提とした事実はすでに変化している。したがって、いずれにしても令和 2 年 1 2 月準抗告決定は本件保釈請求を却下する理由とはならない。

すなわち、令和 2 年 1 2 月準抗告決定は、「罪証隠滅の現実的なおそれが大きく低下したとは認められない」理由として、①「本件の争点及び証拠整理について、当事者間で事実上の検討が進んでいるものの、いまだ争点に関する検察官立証及び弁護人立証の予定が明確になったとまでは言い難いこと、及び②「第 1 回公判前

整理手続期日も開かれて」いないことを挙げているが、次のとおり、これらは現在の公判前整理手続の進捗状況を正解していないものである。

以下、詳述する。

(2) 検察官立証及び弁護人立証の予定が罪証隠滅のおそれを判断するに十分な程度に明確となっていること

まず、上記①の点についていえば、前述のとおり、公判前整理手続において、弁護人側は既に主張を尽くしており（検察官の今後の反論に対する再反論を除く。）、検察官においても弁護人の予定主張記載書面（3）に対する反論のほかは新たな主張を準備しておらず（別紙7・2頁）、現時点において双方の主張はほぼ出揃い、争点も整理された。

そして、これら主張を裏付ける客観的な証拠もほぼ出揃い、弁護人の証拠意見も明らかとなった。

人証については、次回打合せ期日において期日調整のために検察官・弁護人双方の尋問の予定を確認することが予定されているが（別紙7・3頁）、従前の保釈請求において問題とされてきた「被告会社関係者」について、検察官は、弁護人の証拠意見を前提に、被告会社関係者のうち■■■■氏（以下、「■■■■氏」という。）を除いては証人請求しないと述べている（別紙7・3頁）。

その他、検察官が次回打合せ期日において明らかとする尋問を予定する者の範囲は、検察官が証拠請求した調書のうち不同意とされた者ということになるが、それらはいずれも経済産業省関係者や学者、同業他社などの被告人らと何らの接点もない第三者であり（別紙11・別紙12（証拠調べ請求書）参照）、被告人ら何かがしかの影響を及ぼして虚偽供述など罪証隠滅を働き掛けることが現実的に可能な人物ではない。

他方、弁護人は、現時点で、「被告会社関係者」について■■■■氏以外の者を証人として請求する予定はない。

このように、少なくとも現時点において、検察官立証及び弁護人立証の予定が罪

証隠滅のおそれを判断するに十分な程度に明確となったことは明らかである。

したがって、令和2年12月準抗告決定において、「本件の争点及び証拠整理について、当事者間で事実上の検討が進んでいるものの、いまだ争点に関する検察官立証及び弁護人立証の予定が明確になったとまでは言い難」いために、「罪証隠滅の現実的なおそれが大きく低下したとは認められない」とした判断は、本件の公判前整理手続の状況を正解しておらず、このような事実誤認に基づく令和2年12月準抗告決定が、本件保釈請求を却下する理由にならないことは明らかである。

(3) 公判前整理手続の打合せ期日が正式な公判前整理手続期日と同じものとして扱われていること

次に、上記②の点についていえば、第4回打合せ期日において担当裁判官が、本件の公判前整理手続の進行方法について次のように述べている（別紙7・4頁ないし5頁）。

「公判前整理手続の進め方としては、大きく分けて、正式な公判前整理手続期日を指定して口頭で進める方法と、期日は開かずに書面の提出及び事実上の打合せで進める方法とがある。前者と後者の大きな違いは、証拠決定等の訴訟行為を行うことができるか否か、被告人が出頭できるか否か、という2点にある。当職は、現下の情勢において、勾留中の被告人を3名も出頭させることは、この合議法廷であっても相当な密になるため適切でないと考えている。また、本日の打合せも、午後5時を過ぎることもあるかもしれない前提で午後4時半から行っているところ、仮に被告人らが出頭する場合、押送の関係で午後5時までに帰さなければならないため、この場を設けること自体不可能となっていた可能性が高い。このように、当職は、現下の社会情勢に基づく許容性と、機動的かつ充実した議論の必要性の両面から、あえて公判前整理手続期日ではなく打合せを選択して進めてきたのであり、今後も基本的に公判前整理手続期日を指定することは予定していない。」（下線は弁護人による。）

以上のとおり、本件の公判前整理手続では正式な公判前整理手続期日が指定されていないが、それは、担当裁判官が、コロナ対策が急務である現情勢下において期日を指定して被告人3名を出頭させることは適切でないこと、機動的かつ充実した議論を行う必要性があることから、「あえて公判前整理手続期日ではなく打合せを選択して進めてきた」ことによるのであり、「今後も基本的に公判前整理手続期日を指定することは予定」されていない。

このように、本件の公判前整理手続において「打合せ期日」と「公判前整理手続期日」とは事実上同じものとして扱われているのであり、これは現在の東京地方裁判所の実務運用とも合致する。

したがって、令和2年12月準抗告決定において、「第1回公判前整理手続期日も開かれて」いないために、「罪証隠滅の現実的なおそれが大きく低下したとは認められない」とした判断は、明らかに本件の公判前整理手続の進行方法の趣旨を誤解したものであり、このような事実誤認に基づく令和2年12月準抗告決定が、本件保釈請求を却下する理由にならないことは明らかである。

(4) 準抗告申立書における検察官の主張の誤り

ア 以上のとおり、令和2年12月準抗告決定が本件保釈請求を却下する理由にならないことは明らかであるが、検察官が準抗告申立書（別紙24）において挙げた理由についても誤りが散見されるため、以下指摘しておく。

イ まず、検察官は、本件要件口も争点となり得ると主張するが、弁護人は明らかに本件要件口を争点とする意思はなく（別紙7・5頁）、本件要件口に関する甲42及び甲58にも同意している（別紙22：証拠意見書）。

ウ 次に、検察官は、■■■■氏について弁護人が証人請求を予定していることから、■■■■氏の証言が重要である等と主張するが、弁護人が■■■■氏を証人として請求するのは、■■■■氏が、弁護人が提出した各実験結果報告書（弁1ないし弁4）の作成者であり、客観的な実験結果等について述べてもらうためである（別紙7・4

頁)。そして、かかる客観的な実験結果等の供述について、そもそも虚偽供述は考え難く、被告人らが■■■■氏に対して何らかの働き掛けを行うことなどおよそ現実的ではない。

エ さらに、検察官は、被告人らが、捜査段階で、要件該当性とその認識、許可が必要と知りながら協議の上許可を取らない方針を決定したことについて認めていた等と主張するが、極めて誤導的な主張である。

すなわち、前述のとおり本件では、本件要件ハの「滅菌又は殺菌」の解釈自体が争点であるが、捜査機関は任意捜査段階から、「滅菌」ないし「殺菌」の語句を、法律要件（テクニカルターム）なのか、一般用語の意味合いなのかを曖昧にしたまま混同して誘導的に質問し（例えば、菌が少しでも死ねば「殺菌」にあたる、など）、混同したままなされた回答を録取するという悪質な手法を用いてきた（なお、第3回打合せメモ（別紙6）・6頁参照）。

検察官は、こういった悪質な質問に対してなされた回答を、「要件該当性の認識があった」等と誇張して主張しているに過ぎない（なお、「菌が少しでも死ねば『殺菌』に当たる」という解釈は、弁護人の主張する解釈でないのはもちろん、検察官の主張する解釈ですらない。）。

オ 以上のとおり、検察官が準抗告申立書で述べた諸点はいずれも理由がない。

（５）小括

以上のとおり、12月28日付け保釈決定は正当であり、令和2年12月準抗告決定は、その判断の前提となった事実関係に誤りまたは変化があるのだから、本件保釈請求を却下する理由にならないことは明らかである。

7 保釈が認められるべきこと

本件ではこれまで4回（被告相嶋については6回）の保釈請求が却下されたが、これらは「被告会社関係者」に対する働き掛け等の罪証隠滅の疑いを理由とするものであった。しかし、現時点では、証人尋問が行われる見込みである「被告会

社関係者」は■■■■氏に限定された（別紙 7・4 頁）。そして、■■■■氏は被告人と一切の連絡・接触を行わない旨の誓約書を提出する等しており、また■■■■氏の上司も■■■■氏のかかる誓約を監視することを誓約しているのもであって、被告人が■■■■氏に対して何らかの働き掛けを行い得る可能性はなく、そもそも■■■■氏の供述内容からして罪証隠滅の現実的かつ具体的な可能性も実効性もない。

こうした事情を考慮し、第 5 回目（被告相嶋については第 7 回目）の保釈請求により 1 2 月 2 8 日付け保釈決定が正当になされた。この点、同保釈決定は令和 2 年 1 2 月準抗告決定により取り消されたが、前述のとおり、これは令和 2 年 1 2 月準抗告決定が判断の前提とした本件公判前整理手続の進捗等に関する誤りによるものであった。

このように、令和 2 年 1 2 月準抗告決定は本件保釈請求を却下する理由にならないのであるから、本件においても、1 2 月 2 8 日付け保釈決定の判断が尊重されるべきであり、これと同様の判断がなされるべきである。

したがって、被告人に罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由（刑事訴訟法第 8 9 条第 4 号）はない。

8 小括

以上のとおり、本件では公判前整理手続が進捗し、検察官及び弁護士双方とも主張はほぼ出揃い、争点及び証拠構造が明らかとなっており、罪証隠滅のおそれの有無を判断するに十分な程度に検察官立証及び弁護士立証の予定は明確となっている。

本件は、高齢の被告人に対する極めて長期の勾留が続き、担当裁判官も「長期間勾留したまま審理するのが相当な事案とはいえず、可能であれば保釈する方向で検討すべき事案である」と考えているのであり、抽象的な罪証隠滅のおそれをもって被告人の勾留を継続することは断じて許されない。

そして、次に述べるとおり、被告人が■■■■氏に対して何らかの働き掛け等を行い、罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由（刑事訴訟法第 8 9 条第 4 号）は

ないと言えるのであるから、被告人の保釈は速やかに認められなければならない。

以下、更に詳述する。

第2 必要的保釈

1 被告人に罪証を隠滅すると疑うに足る相当な理由（刑事訴訟法第89条第4号）がないこと

（1）罪証隠滅の相当理由については現実的かつ具体的な検討が必要であること

勾留は人の身体を自由を奪い自由刑と同じ苦痛を与えるものであるから、刑事訴訟法第89条第4号に定める保釈の除外事由に関する要件は厳格に解すべきであり、「罪証を隠滅すると疑うに足る相当な理由」が認められるためには、被告人が罪証隠滅の対象となり得る証拠につき、罪証隠滅行為に実効性が認められることが必要である。

そして、このような罪証隠滅行為の実効性に関し、最高裁判所は、近時、以下の2つの重要な判断を示している。すなわち最一決平成26年11月18日（刑集68巻9号1020頁）（以下、判例①）、最三決平成27年4月15日（裁判集刑事316号143頁）（以下、判例②）である。

判例①は、保釈についての特別抗告審の判断である。この事案では、原々審が、当該被告人が「実効性のある罪証隠滅行為に及ぶ現実的可能性は高いとはいえないこと」等を考慮して保釈を認めたのに対し、原審（抗告審）が保釈請求却下の判断をしたものであるが、この原審の判断について最高裁は「原々審の判断が不合理であるとはいえない」として、原決定を取り消した。また、判例②も保釈についての特別抗告審の判断であるが、この決定においても最高裁は、罪証隠滅行為の実効性を具体的に考慮して保釈を認めた原々審の判断が不合理なものではないと判断した。

これらの判断そのものは、保釈許可決定に対する抗告審の判断手法及びその裁量の範囲について示したものであるが、最高裁が、保釈の判断における罪証隠滅

の可能性について、各事例の原々審がしたように、罪証隠滅行為の現実的かつ具体的な実効性を要求していることは明らかである。

したがって、当然ながら本件においても、被告人の罪証隠滅行為の現実的かつ具体的な実効性の有無が検討されなければならない。

（２）本件で罪証隠滅の対象となり得る事実及び証拠

前述のとおり、本件の最大の争点は法解釈であるが、これは事実認定を要する争点ではない。本件で想定し得る事実認定上の争点は、（本件要件ハの法解釈を踏まえた上で）①本件噴霧乾燥器が客観的に本件要件ハに該当する性能を有しているか否かと②被告人の認識（故意及び共謀の有無）である。

したがって、本件の争点との関係で罪証隠滅の対象となり得る具体的事実としては、（ア）本件噴霧乾燥器の客観的性能、（イ）被告人の同性能に関する認識及び（ウ）共謀が想定される。

この点、本件では、被告人らの逮捕前、１年以上にもわたる長期の任意捜査が先行して行われており、その間複数回の搜索差押が実施され、被告人の居宅や被告会社オフィスからは大量の書証や証拠物が押収されており、もはや本件に関する書証・証拠物で押収すべきものは存在しないのであるから、これら押収済みの証拠については被告人による隠滅の可能性は皆無である。また、本件噴霧乾燥器の客観的性能に関する罪証隠滅も不可能である（検察官は本件噴霧乾燥器の同型機による実験を行っている（甲５、甲８、甲９、甲４２、甲４３等）。）。

また、経済産業省の職員など被告会社の役員及び従業員以外の者については、被告人はこれらの者の所在を知る由もなく接触する可能性はそもそも皆無である（念のために付言するが、弁護人は、上記の者らの住居等を被告人に知らせておらず、今後も知らせることはない。）し、常識的に考えて偶然に顔を合わせることもあり得ない。また、これらの者が被告人の口裏合わせの求めに応じる理由もない。

なお、検察官は、１２月９日付け求釈明に対する回答書（別紙２６）・６頁に

て、■氏（甲 3 6（別紙 2 7－1））（以下、「■氏」という。）をも「被告会社関係者」と位置付けているが、弁護人は甲 3 6 を全部不同意としている。この点、■氏は平成 1 5 年の時点で被告会社を退社した元取締役であり、本件被疑事実当時（本件噴霧乾燥器の輸出当時）のはるか以前から現在まで被告会社に在籍しておらず、平成 1 5 年の退社時より被告会社と何らの関係も有していないし、被告人らにおいてその所在・連絡先すら知らない者である。このように、■氏は証人としての価値も著しく低い上に、到底「被告会社関係者」などとは言えないのであり、被告人らが同人に何らかの働き掛けを行うこと自体、不可能であるし、■氏においても被告会社と 1 7 年以上の長きに亘って何らの利害関係もないのであるから被告人らの働き掛けに応じる動機など考え難く、罪証隠滅の対象となる人物ではない。

したがって、本件で罪証隠滅の対象として想定し得るのは、相被告人及び被告会社の役員・従業員その他関係者である ■氏のみということになる。

（3）■氏に関する罪証隠滅のおそれがないこと

ア 総論

前述のとおり、現時点で検察官及び弁護人が証人尋問を予定している被告会社の役員・従業員及び関係者は、■氏のみであり、同人を除く被告会社関係者は証人として請求されない見込みであって、そもそも罪証隠滅の対象となり得ない。

したがって、被告会社の役員、従業員その他関係者に関する罪証隠滅のおそれは、被告人の ■氏 に対する罪証隠滅行為の現実的かつ具体的な可能性及び実効性の有無を検討すれば足りることになる。

そして、■氏については、被告人と一切の連絡・接触を行わない旨の誓約書を提出する等しており、また ■氏 の上司も ■氏 のかかる誓約を監視することを誓約しているのであって、被告人が ■氏 に対して何らかの働き掛けを行い得る可能性はないし、そもそも ■氏 の供述内容からして罪証隠滅の現実的かつ具体的な実効性もない。

以下、更に詳述する。

イ ■■■氏に関する罪証隠滅の現実的可能性がないこと

■■■氏は、被告会社のエンジニアリング部に所属する従業員であるが、被告人が保釈された場合には、同人と一切会わず、電話、電子メール、手紙その他いかなる方法でも接触しないことを誓約している（添付資料：■■■氏誓約書）。

また、■■■氏の直接の上司である被告会社エンジニアリング部部責の■■■氏（以下、「■■■氏」という。）は、被告人が保釈された場合に、■■■氏が被告人と電話、電子メール、手紙その他いかなる方法でも接触しないよう、日々の業務につき指揮監督を行う旨を誓約している（添付資料：■■■氏誓約書）。

そして、被告会社の専務代表取締役であり現在の被告会社のトップである■■■氏（以下「■■■氏」という。）は、被告人が保釈された場合に、被告会社従業員に対して被告人と電話、電子メール、手紙その他いかなる方法によっても接触しないよう通達するとともに、■■■氏が被告人と電話、電子メール、手紙その他いかなる方法でも接触しないよう、日々の業務につき指揮監督を行う旨を誓約し、あわせて、被告人が被告会社に訪れたとしても入館を拒否し、社内の電子メールもチェックするなどの必要な措置を講じることを誓約している（添付資料：■■■氏誓約書）。

このように、■■■氏本人が被告人と一切の連絡接触を行わない旨を誓約しているだけでなく、その上司である■■■氏及び■■■氏がかかる■■■氏の誓約の履行を監視監督し、物理的にも知尚氏が接触を行われないよう必要十分な措置を講じると誓約しているのであるから、被告人が保釈された場合に、被告人が証拠隠滅を図って■■■氏に接触すること自体が著しく困難であり、罪証隠滅の現実的な可能性がないことは明らかである。

ウ ■■■氏に関する罪証隠滅の現実的かつ具体的な実効性がないこと

（ア）検察官が■■■氏に関して証拠調べ請求した調書は、甲 5 7（別紙 2 7－2）

及び甲５８（別紙２７－３）であり、このうち、甲５８について弁護人は同意している（別紙２２）。

（イ）また、甲５７の立証趣旨は、「平成２８年７月にシステックからの質問に対し回答した経緯」（求釈明に対する回答書（別紙２６）・４頁）と推察される。

この点、かかる■■■■氏のシステックに対する回答の内容自体は、客観的に書面が存在する（別紙２７－２の資料２）。

また、かかる立証趣旨の必要性について検察官は、■■■■氏が「同回答への被告人島田の関与の程度等も述べており、被告人島田の要件該当性に関する認識を立証するのに必要である」と述べるが、甲５７に記載のある「同回答への被告人島田の関与」で有意なものは、①相被告人島田が■■■■氏に対して「この質問事項の中で私（弁護人注記：■■■■氏を指す。）に回答できる内容はとりあえず回答すれば良い」と言ったとの箇所（３頁）及び②■■■■氏が被告人島田に対して「なぜ当社ではハの要件についてすべて非該当と判断しているのか」と尋ね、相被告人島田が「「定置した状態」だから「分解しないで」という意味だ」「分解せずに殺菌できるものが規制該当だからな」と回答したとの箇所（３頁ないし４頁）にほぼ限られる。そして、上記①は相被告人島田の要件該当性に関する認識を推認させる内容ではないし、上記②について言えば、かかる相被告人島田の本件要件ハのうち「定置した状態で」との文言に関する理解は、被告人が予定主張記載書面（１）（別紙１４）・５頁に記載した内容と同一であり、明らかに被告人らは争っておらず、被告人において■■■■氏に対し、被告人島田がかかる内容を述べたとの供述を撤回するよう働きかける必要性は全く考えられず、そのような無意味な偽証を行わせる現実的かつ具体的な実効性はない。

また、検察官は甲５７の必要性について、「被告会社の従業員が、その有している本件噴霧乾燥器の客観的性能等に関する知識等を前提として、本件噴霧乾燥器の要件該当性に関して述べるところが、これらの者と同様がそれ以上の知識・経験を有する被告人ら３名の要件該当性の認識の有無を推認させるもの

として、被告人ら 3 名の故意等を立証するのに必要である」とも述べるが（求
釈明に対する回答書（別紙 26）・5 頁）、この点に関して、第 3 回打合せ期
日において担当裁判官が次のように指摘している（別紙 6・5 頁）。

「本日提出された回答書を見ると、被告会社の従業員が当時本件噴霧乾燥器の
要件該当性についてこれぐらいの認識があつて、そうであればそれよりもよく
知っている被告人らについては当然にこれぐらいの認識があつたはずだ、とい
うような立証趣旨の証人が重複して何人も挙げられている。これらの元となる
供述調書は、検察官の証拠構造型の証明予定事実記載書面にも記載されていな
いから、そもそも必要性があるのかという問題と、本当に全員調べる必要があ
るのかという問題がある。」（下線は弁護人による。）

かかる裁判官の指摘を踏まえれば、そもそも検察官が述べる上記の甲 57 に
関する「必要性」は相当程度低いと言うべきであるし、さらに指摘すれば、
■氏を除き、被告会社関係者の供述調書は 9 名分が同意されているが、このう
ち 4 名（■、■、■、■）に上記と同様の「必要性」
の記載があるのであるから、上記の「必要性」はこれらの者の各調書の記載で
十分足りると考えるべきであり、■氏の同供述の「必要性」は一層低いこと
になる。したがって、このような必要性の低い内容について被告人が偽証を働
きかける現実的かつ具体的な実効性はない。

さらに、甲 57 における■氏の「要件該当性」に関する認識は、結局のと
ころ、■氏のシステックに対する回答書（別紙 27-2・資料 2）の記載内
容に尽きるのであつて、客観的証拠から明らかにできるし、かかる客観的内容
に反する内容の偽証を被告人が働きかける現実的かつ具体的な実効性はない。

（ウ）小括

以上のとおり■氏については、■氏本人が被告人と連絡接触しないことを

誓約し、■氏の上長も■氏と被告人とを連絡接触させないと誓約しているの
であり、被告人に■氏に対する現実的な証拠隠滅の現実的可能性は極めて低い。

また、■氏の供述内容（甲57）から見ても、被告人が■氏に偽証等を働
きかける現実的かつ具体的な実効性はないと言える。

したがって、被告人が自己の罪を免れるために■氏に何らかの働き掛けを行
う客観的可能性もその実効性もなく、罪証隠滅のおそれはない。

エ 小括

以上のとおり、被告会社の役員、従業員その他関係者に関する罪証隠滅のおそれ
は、被告人の■氏に対する罪証隠滅行為の現実的かつ具体的な可能性及び実効性
の有無を検討すれば足りるところ、同人について罪証隠滅行為の現実的かつ具体的
な可能性及び実効性はないと言える。

（４）相被告人に関する罪証隠滅に具体的かつ現実的な実効性がないこと

ア 共謀との関係

検察官は、「被告人大川原が、被告会社の噴霧乾燥器は貨物等省令3要件には
該当しないと言いつのって、輸出をし続けることとし、…被告人3名において、
同方針によることを合意した」（別紙17）との謀議行為を主張する。

しかし、前述のとおり、本件で被告人らの共謀の有無は主たる争点ではない。

本件で問題となっているのは、各被告人それぞれについて、本件噴霧乾燥器の
客観的性能についてどのような認識を有していたか（本件噴霧乾燥器が「定置し
た状態で内部の滅菌又は殺菌をすることが可能」であることを示す具体的事実を
認識していたかどうか）であり（前述争点②）、そもそも被告人らは、被告会社
の噴霧乾燥器のうち、本件噴霧乾燥器を含む、特別設計でない標準の噴霧乾燥器
（定型機）に輸出許可が不要であるという認識の一致それ自体を争ってもいない。

さらに、実際上も、被告人らはこれまでの長期間にわたる任意捜査の過程で口
裏合わせを行う機会が十分あったにもかかわらず一切していない上、被告人は取

調べ中に検察官からもそのような指摘を受けたことは一度もない。

このように、検察官の主張する謀議行為については、本件において重要な争点ではなく、被告人において罪証隠滅を図った形跡すらないのであって、その立証妨害のために罪証隠滅行為に及ぶ可能性はおよそ現実的なものではない。

イ 故意との関係

検察官は、従前、罪証隠滅の対象となる事実として、規制導入までの被告会社と経済産業省との折衝経緯等、すなわち「被告会社は…自社の噴霧乾燥器が規制の対象とならないように、規定文言や要件の緩和に関する要望を行うなどしていた事実」や「これらの経緯への被告人の関与、被告会社内での協議状況等」（以下、この項において「本事実」という。）が、「要件該当性に対する被告人らの認識の有無・程度を裏付ける重要事実」であり、そのために相被告人と口裏合わせをするおそれがあると述べてきた（別紙28：12月2日付け保釈求意見）。

しかし、検察官によれば、被告会社と経済産業省との折衝経緯についてはメールや会議録等の客観的証拠があり、また被告会社が上記折衝の過程で提出したパブリックコメントの内容も明らかであって、相被告人間の口裏合わせによる罪証隠滅の実効性はない。

これに加えて、上記折衝経緯の相手方である経済産業省関係者に対する働きかけなど考えられず（仮にこれが行われれば、直ちに当該関係者から検察官に連絡が行くはずである。）、また、被告人ら自身も経産省との折衝があったことや、 を通じてパブリックコメントを行ったことについて争ってもいない。

被告人らは、これまでの長期間にわたる任意捜査の過程で口裏合わせを行う機会が十分あったにもかかわらず一切していない上、被告人は取調べ中に検察官からもそのような指摘を受けたことは一度もない。

このような状況の下、本事実との関係で相被告人らと口裏合わせをする現実的可能性はないといえる。

ウ 小括

以上のとおり、公判前整理手続の進捗に伴い明らかとなった争点及び証拠を具体的に検討すれば、被告人が自己の罪を免れるために相被告人に働きかける現実的かつ具体的な実効性がないことは明らかであり、被告人に罪証隠滅のおそれはない。

(5) 保釈条件

以上のとおり、本件において罪証隠滅の現実的かつ具体的な可能性は全くないものである上に、「進行胃癌」（別紙２４：診断書）、肝臓への転移がある「多発肝転移」と診断されており（別紙２５：診断書）、現在、[redacted]病院に入院中である。被告人は現時点で満７２歳であり、高血圧及び糖尿病の既往症がある上に、胃癌のため極めて全身状態が悪いものであって、罪証隠滅行為など行える状態ではない。これらのことから、被告人が罪証隠滅行為に及ぶことなどあり得ないことは明らかである。

これらに加え、被告人は、罪証隠滅をしないことをより確実に担保するため、以下の対処を行う予定である。

- ① 静岡県[redacted]若しくは神奈川県[redacted]
[redacted]室に在所し、または[redacted]
[redacted]所在の[redacted]病院に入院し、裁判所の許可なく外泊、旅行及び転居をしない。転医した場合、転医先の医療機関名及びその所在地を、遅滞なく弁護人を通して裁判所に報告する。
- ② 被告会社の顧問に再就任せず（既述のとおり、被告会社と被告人との間の顧問契約は令和２年３月３１日に期間満了により終了している。）、その他被告会社に一切関与しない。
- ③ 共犯者とされている大川原正明及び島田順司並びに被告会社の役員及び従業員その他事件関係者（被告人の二男である相嶋[redacted]を除く。）とは一切

会わず、弁護人を介することなく架電、メール及び手紙その他いかなる方法でも接触しない。

- ④ 相被告人の居宅及び被告会社本社その他被告会社関係施設に行かない。
- ⑤ 通話、メール及びインターネットの使用履歴を、必要に応じて、弁護人を通して裁判所に報告する。
- ⑥ 上記①ないし⑤を確実に実施するため、同居の妻である相嶋■■■■が身元引受人として監視監督する。

このような保釈条件を付せば、被告人が被告会社に赴き相被告人や被告会社の役員・従業員と接触することも、電話やメール等の手段によって接触することもなく、また、被告会社所在地と被告人の住所とは十分に離れており相被告人や被告会社従業員と偶然に接触することもないから、これらの者と口裏合わせを行うことはない。そして、被告人の住居から被告会社に移動するには相当程度の時間がかかるから、監督者である妻に隠れてこれを行うことは困難であるし、電話やメール等についても、受信者側のサーバーや通信会社には記録が残り、これを隠滅することは不可能であるから、再度の身柄拘束や保証金の没取といった制裁のリスク（仮に保釈条件に違反して保釈が取り消され再度身体拘束を受けた場合、以後保釈や勾留執行停止が認められなくなって十分な治療を受けられなくなる可能性があり、そうなればまさに命に関わるのであるから、再度の身体拘束は被告人にとって極めて強力かつ致命的な制裁のリスクとなる。）と相まって、上記条件は接触禁止を担保するのに十分である。

また、被告会社関係者との関係で言えば、被告会社の専務代表取締役であり現在の被告会社のトップである■■■■氏が、被告人が保釈された場合に、被告会社従業員に対して被告人と電話、電子メール、手紙その他いかなる方法によっても接触しないよう通達し、あわせて、被告人が被告会社に訪れたとしても入館を拒否し、社内の電子メールもチェックするなどの必要な措置を講じることを誓約している（添付資料：■■■■氏誓約書）のであるから、かかる観点からも上記条件は担

さらに、相被告人らにもほぼ同一の保釈条件を付せば、相被告人らと接触することもない。すなわち、相被告人の住居に赴くことや電話・メール等による接触も無いし、相被告人大川原の住居は神奈川県[REDACTED]であり、相被告人島田の住居は神奈川県[REDACTED]市であるから、例え偶然であっても上記両名らが顔を合わせる可能性はない。そして電話やメール等による接触がなされれば記録が残ることは上記と同様である。したがって、相被告人との接触禁止についても、相被告人にも同様の保釈条件を付すことで、再度の身柄拘束や保証金の没取といった制裁のリスクと相まって上記保釈条件で十分に担保できる。

また、検察官は、「被告人らが本件により処罰されることとなれば、被告会社の経営にも重大な影響を及ぼす可能性がある」ために被告人が罪証隠滅に及ぶ可能性がある等と主張するが（別紙２８（１２月２日付け保釈求意見）・２頁）、本件は既に被告人らの逮捕がテレビニュース等で一方的に報道されているのであり（別紙２９）、仮に被告人らが本件により処罰されることとなっても、現状以上に「被告会社の経営」に「重大な影響」がある可能性はむしろ低いといえるし、仮に検察官の主張が通るなら、人が処罰されればその関係者等に何かしらの影響が及ぶのは必至なのだから、起訴された者には全て罪証隠滅のおそれがあることになってしまう。かかる検察官の指摘は何らの具体的根拠にも基づかないものであり極めて失当である。

以上のとおり、被告人が自己の罪を免れるために被告会社関係者ないし相被告

に働きかける客観的可能性もその実効性もなく、被告人において罪証隠滅のおそれはない。

2 結論

以上のとおりであるから、被告人に「罪証隠滅をすると疑うに足りる相当な理由」は認められず、本件は刑訴法 89 条 4 号に該当しないから、必要的保釈が認められる。

第 3 仮に必要的保釈に該当せずとも、職権による保釈が相当である

- 1 万が一、刑事訴訟法第 89 条第 4 号に該当するとしても、職権による保釈（同法第 90 条）が相当である。
- 2 被告人は、勾留期間中である同年 9 月 25 日、貧血の症状を発症して東京拘置所にて輸血処置を受けるとともに、内視鏡検査及び病理検査を行い、胃癌であると診断された。その後、勾留執行停止決定を得て、[redacted] 病院及び [redacted] 病院を受診したところ、「進行胃癌」、肝臓への転移がある「多発肝転移」と診断された（別紙 30、別紙 31）。

現在、被告人は勾留執行停止延長決定（別紙 32）を得て [redacted] 病院にて抗癌剤治療を行っていたが、全身状態が悪化したため（摂食困難、脱水、歩行困難、肝機能と腎機能の低下による衰弱）、化学療法は中止となり、今後は緩和ケアが予定されている（現在、[redacted] 病院に入院中）。

被告人は満 72 歳と高齢であり、胃癌の影響に加え、高齢であること、既往症、出血性貧血等により、被告人の全身状態は著しく悪化しており、心身ともにもはや限界である。

抗癌剤の投与が中止された今、いつ命を失ってもおかしくない状態である。

このような状態の被告人を再度拘置所に身体拘束下に置くことは、被告人の命を絶つことに等しいものである。

現在、被告人は勾留執行停止を得て[REDACTED]病院に入院しているが、被告人及びその家族は、勾留執行停止がいつまで継続するのか、もしかしたら勾留執行停止が終了し治療中であるにもかかわらず再度身体拘束されるのではないかと、先の見えない身体拘束の不安とも戦いながら闘病している状況である。

既述のとおり全身状態が悪化して抗癌剤治療が中止され、いつ命を落としてもおかしくない状態の被告人を再度拘置所に身体拘束下に置くことは、被告人の命を絶つことに等しいのであるから、被告人及び家族の不安は極めて切実なものである。

被告人を保釈して上記の不安を払拭した上で治療に専念させ、少しでも体調を改善させて、胃癌の悪化を食い止めることが、被告人及び家族にとっても、本件の刑事裁判にとっても必要不可欠であって、被告人の身柄を早期に解放することは必須である。

第4 結語

以上より、被告人の保釈を直ちに許可されたい。

添付書類

1. 誓約書	1 通
2. 身元引受書（被告人の妻）	1 通
3. 身分証明書（被告人の妻）	1 通
4. 誓約書（[REDACTED]氏）	1 通
5. 誓約書（[REDACTED]氏）	1 通
6. 誓約書（[REDACTED]氏）	1 通

以上

別紙１ 被告人らの主張の概要

被告人らは、被告会社が本件各被告事件において問題とされている各噴霧乾燥器（以下「本件噴霧乾燥器」という。）を経済産業大臣の許可を得ることなく輸出した事実自体は争っていない。

被告人らは、①本件要件ハの「滅菌又は殺菌をすることができる」の解釈について、オーストラリア・グループにおいて国際的に合意された規制リストと同一に解すべきこと（別紙１５：予定主張記載書面（２）・第１参照）を前提に、本件噴霧乾燥器は本件要件に該当する客観的性能を有しないため輸出許可は不要であり、したがって、必然的に被告人らにおいて本件噴霧乾燥器が本件要件に該当するとの認識ないし共謀もない旨を主張して、犯罪の成立を争っているものである（別紙１４：予定主張記載書面（１）参照）。

また、②かかる「滅菌又は殺菌」の解釈については検察官との対立があるところ（別紙２１：予定主張記載書面（２）・第２参照）、仮に検察官の採用する解釈を前提としたとしても、本件噴霧乾燥器の客観的性能として、菌を死滅させるだけの高温とならない箇所があり、この意味でも本件要件ハに該当しない旨（別紙１４：予定主張記載書面（１）・第２・４・（３）・エ、別紙１７：証拠調べ請求書参照）、及び③本件噴霧乾燥器は、粉体の製造・回収の過程において粉体が外部に露出してしまう客観的構造となっており有毒な粉体に作業員が被曝してしまうことから、そもそも生物化学兵器の研究開発が可能な性能を有していない旨（別紙１６：予定主張記載書面（３）参照）も併せて主張している。

別紙 2 公判前整理手続きの進捗状況

本件各被告事件は、4月27日付けにて公判前整理手続きに付されており、第1回打合せ期日が10月5日に（別紙4）、第2回打合せ期日が11月9日に（別紙5）、第3回打合せ期日が12月9日に（別紙6）、第4回打合せ期日が令和3年1月18日に（別紙7）それぞれ開催された（なお、第5回打合せ期日が令和3年3月4日に予定されている。）。

その間、検察官からは、5月18日付け証明予定事実記載書（別紙8）、6月30日付け証明予定事実記載書2（別紙9）及び10月26日付け証明予定事実記載書3（別紙10）並びに5月18日付け証拠調べ請求書（別紙11）、6月30日付け証拠調べ請求書（別紙12）及び12月17日付け証拠調べ請求書（別紙13）が提出された。

他方、弁護人は、8月14日付け予定主張記載書面（1）（別紙14）及び11月6日付け予定主張記載書面（2）（別紙15）、及び令和3年1月18日付け予定主張記載書面（3）（別紙16）のほか、10月19日付け証拠調べ請求書（別紙17）、及び令和3年1月18日付け証拠調べ請求書（別紙18）、並びに8月14日付け証拠意見書（別紙19）、12月8日付け証拠意見書（別紙20）、12月25日付け証拠意見書（別紙21）、及び令和3年1月29日付け証拠意見書（別紙22）を提出した。

また、第4回打合せ期日で確認されたとおり、弁護人側は既に主張を尽くしており（検察官の今後の反論に対する再反論を除く。）、検察官においても弁護人の予定主張記載書面（3）に対する反論のほかは新たな主張を予定しておらず、双方の主張はほぼ出揃った（別紙7・2頁）。

その上で、次回打合せ期日においては、期日調整のために検察官・弁護人双方の尋問の予定を確認することが予定されている（別紙7・3頁）。

別紙 3 本件の争点の内容

1 法的解釈に関する争点

(1) 被告人は、本件要件ハの「滅菌又は殺菌をすることができる」の解釈について、オーストラリア・グループ（以下、「AG」という。）において国際的に合意された規制リストと同一に解すべきと主張している。

すなわち、AG とは、化学・生物兵器の不拡散を目的とする国際的輸出管理レジームであり、現在、日本を含む 42 か国と EU が参加している。そして、AG ではかかる目的を達成するため、参加国の合意事項として、輸出管理の対象品目及びその規制要件を、コモンコントロールリスト（Common Control List。以下「AG 規制リスト」という。）という形で定めている。

AG 規制リストでは平成 24 年 4 月から、この規制対象に新たに噴霧乾燥器が追加されることが合意され、かかる国際的合意を国内法化する形で、貨物等省令に本件要件が追加され、本件要件を充足する性能を有する噴霧乾燥器の輸出が規制の対象となった。

そして、AG 規制リストでは、滅菌（「Sterilization」）及び殺菌（「Disinfection」）の定義規定が（英語で）設けられたが、経済産業省がかかる定義規定に相当する通達（以下、「本件通達」という。）を発する際、AG 規制リストの定義規定をした結果、AG 規制リストでは「殺菌」について薬液殺菌に限定する文言が付加されているのに対し、本件通達ではかかる限定についての文言が抜け落ちてしまった（なお、AG 参加国 42 か国及び EU のうち、国内法令化未了のトルコ共和国と日本を除く全ての参加国が、AG 規制リストにおける上記の「滅菌」及び「殺菌」の定義と同一の定義内容を含んだ形で国内法を制定している。）。

本件の争点①の本件要件ハの法的解釈は、このような状況を踏まえて、本件要件ハについて、検察官が経済産業省の誤訳による解釈が正しいと主張するのに対し、被告人らが本来の国際的合意に合致する解釈が正しいと主張するものであり、本件の最も主要な争点となっている（なお、担当裁判官は、「裁判所がいずれの解釈を

採用するののかについて、今後、公判廷で判断を示すことになる」と述べている（第2回打合せ期日メモ・3頁）。）。

（2）また、その他の法的解釈に関する論点として、弁護人は、本件噴霧乾燥器が粉体の製造・回収の過程において粉体が外部に漏れ出してしまう客観的構造となっているという事実から、本件噴霧乾燥器が、本件要件ハのうち「定置した状態で内部の」滅菌または殺菌ができるとの要件を満たさず、かつ輸出貿易管理令が定める「軍用の細菌製剤の開発、製造若しくは散布に用いられる装置」としての「噴霧乾燥器」ともいえない旨も主張している。

2 本件噴霧乾燥器の客観的性能に関する争点

本件の争点である「本件噴霧乾燥器の客観的性能」は、上記の「貨物等省令（本件要件）の法的解釈」次第でその対象が変化するものであり、検察官は自身の解釈に従って、本件噴霧乾燥器がこれに合致する性能を有すると主張するのに対し、被告人らは、被告人らの解釈に従えば、そもそも本件噴霧乾燥器は本件要件ハに該当しえず、仮に検察官の解釈に従ったとしても、本件噴霧乾燥器は検察官が主張するような温度まで上昇しない箇所がある等と主張するものである。

3 被告人らの認識に関する争点

さらに、本件争点②の「被告人らの認識」もまた上記の「貨物等省令（本件要件）の法的解釈」次第でその対象が変化するものであり、検察官は自身の解釈に従った本件噴霧乾燥器の客観的性能等を被告人らが認識していたと主張するのに対し、被告人らは、被告人らの解釈に従えば、そもそも本件噴霧乾燥器は本件要件ハに該当しないのであり被告人らの認識は問題とならず、仮に検察官の解釈に従ったとしても、被告人らは被告人らの主張する解釈が正しいと信じ本件噴霧乾燥器の輸出について許可が必要であるとは認識していなかった等と主張するものである。